**不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い**

（利害関係者等共通）

令和７年８月２０日

日本国政府（以下「政府」という。）は、令和７年８月２０日、「大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールA」に対する関税定率法（明治４３年法律第５４号）第８条第５項の調査を行うことを決定し、その旨を官報で告示**（令和７年８月２０日付け財務省告示第２２４号）**（以下**「調査開始告示」**という。）しました。

本依頼は、当該貨物について、「関税及び貿易に関する一般協定」（ＧＡＴＴ）第六条及び「千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定」並びに我が国の関係法令に基づき、「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」の有無についての調査を実施するに当たって協力をお願いするものです。

政府は、「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」の有無についての認定を行った上で、不当廉売関税の課税の要否を判断します。

つきましては、以下の注意事項及び提出方法等に従って、「確認票」及び「質問状」への回答についてご協力をお願いします。また、併せてその他の書面等の提出方法等についてご案内します。

【法令等略語について】

本書面における関係法令等の略語は次のとおりです。

|  |
| --- |
| * **「ＡＤ協定」**：千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定 * **「法」**：関税定率法 * **「政令」**：不当廉売関税に関する政令 * **「ガイドライン」**：不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン |

【政府から送付した書面及び電磁的記録媒体】

今般、政府から、以下の書面及び電磁的記録媒体を送付しました。

|  |
| --- |
| **（１）「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い」**（本文書）  ＜資料＞  ・【資料１】用語の定義  　（別冊）  ・【資料２－１】利害関係者への情報開示と秘密情報の取扱い  ・【資料２－２】秘密情報として取り扱われる事例  ・【資料２－３】非開示版及び開示版作成の注意事項・手順等  ＜様式＞  ・【様式第１】確認票回答の送付状  ・【様式第２－１】秘密扱いを求める書面（非開示版）  ・【様式第２－２】秘密扱いを求める書面（開示版）  ・【様式第３】質問状回答の送付状  ・【様式第４】提出書面等チェックリスト  ・【様式第５】質問状回答期限の延長の要望  ・【様式第６】秘密扱いを求める書面  ・【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版）  ・【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版）  ・【様式第８】提出書面等の送付状  ・【様式第９－１】「証拠の提出」  ・【様式第９－２】「証言」の申出  ・【様式第９－３】「対質の申出」  ・【様式第９－４】「意見の表明」  ・【様式第９－５】「情報の提供」  ・【様式第９－６】「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」  **（２）回答・提出いただくためのもの**  **（ア）「確認票」**  **（イ）「質問状」（「質問状」に添付された様式を含む）**  （３）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）  （ア）確認票及び質問状が格納された電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）：１枚  （４）本調査の関係法令等の電子データをＣＤ－Ｒに入れておりますので、必要に応じて参照してください。  （ア）千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定  （イ）関税定率法（第８条）  （ウ）不当廉売関税に関する政令  （エ）不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン |

**Ⅰ．注意事項**

（１）本調査は、調査対象貨物の生産者、輸出者、輸入者及び本邦産同種の貨物の生産者（以下**「利害関係者」**という。）並びに調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を使用する本邦における産業上の使用者（以下、利害関係者と産業上の使用者を総称して**「利害関係者等」**という。）に対して、「確認票」及び「質問状」を送付し、その回答の提出について協力をお願いしています。「確認票」及び「質問状」は、同梱のＣＤ－Ｒに格納されていますが、下記Ⅲ．「１．提出物に係る提出先及び問合せ先」の「（２）問合せ先」に記載のホームページ（ＨＰ）アドレスにも掲載しています。

（２）「確認票」は調査対象者であるか否かを確認するために必要なものですので、正確に回答の上、提出をお願いします。

また、調査対象貨物の生産若しくは輸出、当該貨物の本邦への輸入、本邦産同種の貨物の生産又は調査対象貨物若しくは本邦産同種の貨物の購入に係る実績がある場合には、「確認票」に加えて「質問状」に回答の上、期限までに提出してください。

（３）「確認票」及び「質問状」への回答（質問状に添付された様式及び質問状の回答に併せて提出する添付資料を含む。以下同じ。）（以下「質問状回答等」という。）は、政府が、「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」の有無について判定する証拠となるため、「【資料１】用語の定義」、別冊「【資料２－１】利害関係者への情報開示と秘密情報の取扱い」、別冊「【資料２－２】秘密情報として取り扱われる事例」、別冊「【資料２－３】非開示版及び開示版作成の注意事項・手順等」を参照し、正確かつ詳細に回答の上、提出してください。

なお、政府に提出された質問状回答等に対する内容の修正及び撤回は、原則として認められません。

（４）政府は、利害関係者が提出した質問状回答等その他政府への提出書面等（資料等を含む。以下同じ）の内容を確認するため、後日、貴社を訪問し回答内容等の確認・検証（現地調査等）を求めることがあります。このため、質問状回答等その他政府への提出書面等及びその根拠となったデータ等は、当該提出書面等の作成者・提出者において適切に保管してください。

なお、これらの提出書面等の内容について、十分な確認・検証が出来ない場合には、当該情報を証拠の認定に際し不採用とすることがありますのでご注意ください。

（５）**調査開始告示**の**「九　その他参考となるべき事項」**の**「（二）　その他　イ」**に記載したとおり、**「本調査は日本語で実施する」**ことから、質問状回答等を含め、「証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供」は日本語の書面によって行ってください。また、質問状回答等へ添付する資料等を含め、添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付して提出してください。

なお、質問状回答等その他政府への提出書面等が日本語以外の言語で作成されている場合又は日本語以外の言語によるもので日本語の翻訳文が提出されない場合には、当該情報を証拠の認定に際し不採用とすることがありますのでご注意ください。

（６）**質問状回答等その他政府への提出書面等は、利害関係者の閲覧の対象となります**。また、これらの提出書面等の内容は、今後、政府が作成し一般に公開される調査報告書等に引用される場合があります。ただし、これらの提出書面等のうち貴社の営業活動等が明らかになる情報は、ＡＤ協定及び政令の関係規定に基づき秘密として取り扱うことができます。

貴社がこれらの提出書面等の作成及び提出に当たって、貴社の営業活動等が明らかになる情報について秘密として取り扱うことを求める場合には、**「秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由等を記載した書面」（以下「秘密扱いを求める書面」という。）**を作成するとともに、利害関係者による閲覧の対象とならない非開示版（調査当局用）の書面と、利害関係者による閲覧の対象となる開示版（利害関係者閲覧用）の書面の２種類の回答書面等を作成し、提出期限までにこれらの書面等を全て提出してください。

貴社が政府に提出した提出書面等の内容に不備等がある場合に、政府が期限を設けて指摘・確認を求めたにもかかわらず当該期限までに適切かつ十分な回答が提出されない場合には、証拠の認定に際し、当該回答内容に係る情報を不採用とすることがありますのでご注意ください。

上記の秘密情報の取扱いに関する手続等に関する詳細は、別冊「【資料２－１】利害関係者への情報開示と秘密情報の取扱い」に記載していますので、当該記載内容に従ってください。

（７）**質問状回答等その他政府への提出書面等の提出方法については、以下のとおりです（以下に掲げた方法以外での提出は受け付けることができません。）。**

　　　（ア）持参又は郵送による提出

　　　　この場合、紙媒体と電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）の双方の提出を求めているものについては、紙媒体の正本を「正」として取り扱い、紙媒体の提出が無いときは、提出が無かったものとして取り扱いますので、ご注意ください。

　　　　なお、紙媒体は、判読できる文字の大きさとなるように印刷するほか、記載事項がすべて印字されていることを確認の上、提出してください。

　　　（イ）電子メールによる提出

　　　　この場合、電子メールにより送付される電子データを正本として取り扱います。ただし、１通のメールにつき、電子データの容量が１０ＭＢを超えるものについては、提出先で受信することができません。当該電子データの電子メールによる提出を希望する場合には、下記Ⅲ．１．（１）の提出先にご連絡ください。電子メールによる提出に準じた提出方法をご案内します。

　　　　（注１）電子データに調査当局では要否の判断が困難な作業履歴や作業用のデータ等がある場合には、調査当局から不備指摘を行い、電子データの修正を求める場合があります。また、エクセルの電子データの提出時には印刷範囲を正確に設定してください。なお、印刷範囲外に入力された内容も原則として質問状回答等として取り扱いますので、ご注意ください。

　　　　なお、電子メールを送付する際には、提出物作成に係る責任者又は担当者のメールアドレスから送付を行ってください。

　　　　また、電子メールにより電子データを政府に送付し、送付後、１日（土日祝日を除く）が経過しても政府からメールを受信した旨の返信がない場合には、何らかの原因によりメールが到達していない等の可能性があるため、下記Ⅲ．１．（１）の提出先（財務省関税局関税課特殊関税調査室：０３－３５８１－８２３６）までご連絡ください。

（８）貴社が「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合等は、ＡＤ協定６．８及び同附属書Ⅱ、政令第１０条第４項並びにガイドライン１０．に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになります。

（９）政府は、調査対象貨物の生産者、輸出者及び本邦産同種の貨物の生産者並びに産業上の使用者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する場合があります。

（１０）以下の①～③のいずれかに該当する場合は、下記Ⅲ．１．（２）の問合せ先に記載のＨＰアドレスにおいて、本調査に係る確認票及び質問状等が入手可能であることを伝達してください。

なお、同封の調査開始告示三（一）に記載の供給者には、本調査に係る確認票及び質問状等は送付しています。  
①貴社が調査対象貨物の生産者である場合で当該貨物が貴社以外の者によって日本に対して輸出された場合には、その調査対象貨物の輸出者に伝達してください。  
②貴社が調査対象貨物の輸出者である場合で当該貨物が貴社以外の者によって生産された場合には、その調査対象貨物の生産者に伝達してください。  
③貴社が調査対象貨物の輸入者である場合には、その調査対象貨物の海外供給者（生産者及び輸出者）に伝達してください。

**Ⅱ．調査対象貨物及び調査対象期間**

**１．調査対象貨物**

次の（ア）から（ウ）までに該当するものであって、日本向けに輸出されるものを言います。

（ア）品名

ビスフェノールＡ（ＢＰＡ）

（イ）供給国又は地域（以下「供給国」という。）

大韓民国並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域（以下本調査において「台湾」という。）

（ウ）銘柄及び型式（分類番号）

商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第２９０７・２３号に分類される多価フェノール及びフェノールアルコールのうち、４,４'-イソプロピリデンジフェノール（ビスフェノールＡ又はジフェニロールプロパン）。

**２．調査対象期間**

本調査に係る調査対象期間は、原則として以下のとおりです。当該期間におけるデータの提供をお願いします。ただし、「確認票」又は「質問状」において、対象期間を個別に明示している場合は、その明示している期間を適用してください。

（１）不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

令和６年（２０２４年）４月１日から令和７年（２０２５年）３月３１日まで

（２）不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

令和３年（２０２１年）４月１日から令和７年（２０２５年）３月３１日まで

**Ⅲ．提出物に係る共通事項について**

**１．提出物に係る提出先及び問合せ先**

（１）提出先（**全者共通**）

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 財務省 関税局 関税課 特殊関税調査室 |
| 所在地 | 〒１００－８９４０　東京都千代田区霞が関３－１－１ |
| 電話番号 | ０３－３５８１－８２３６ |
| 電子メールアドレス | ad08@mof.go.jp |

（注２）提出方法については上記Ⅰ．（７）をご参照ください。

（２）問合せ先

受付時間：月曜日から金曜日　９時３０分から１２時及び１３時から１７時

＊ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。

（ア）**調査対象貨物の生産者、輸出者及び輸入者の**「確認票」、「質問状」及びその他の提出物に係る内容等

|  |  |
| --- | --- |
| 問合せ先 | 財務省 関税局 関税課 特殊関税調査室 |
| 所在地 | 〒１００－８９４０　東京都千代田区霞が関３－１－１ |
| 電話番号 | ０３－３５８１－８２３６ |
| 電子メールアドレス | ad08@mof.go.jp |
| ＨＰアドレス | https://www.customs.go.jp/tokusyu/chosakamotsu\_index.htm |

（イ）**本邦産同種の貨物の生産者、調査対象貨物及び本邦産同種の貨物を使用する産業上の使用者の**「確認票」、「質問状」及びその他の提出物に係る内容等

|  |  |
| --- | --- |
| 問合せ先 | 経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 特殊関税等調査室 |
| 所在地 | 〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１ |
| 電話番号 | ０３－３５０１－３４６２ |
| 電子メールアドレス | bzl-qqfcbk@meti.go.jp |
| ＨＰアドレス | https://www.meti.go.jp/policy/external\_economy/trade\_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/BPA/index.html |

**２．秘密情報の取扱い**

別冊「【資料２－１】利害関係者への情報開示と秘密情報の取扱い」を参照してください。

**３．委任状について（代理人を選任する場合）**

本調査に関して貴社が代理人を選任する場合は、以下の手続に従って「委任状」を速やかに提出してください。なお、代理人を選任した場合は、質問状回答等の提出に当たって、必要に応じて代表者の記載に代えて、代理人の名称を記載したものを作成し、提出してください。

（注３）本件は法第８条第５項に基づき調査を行います。本調査において、弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）に定める弁護士又は弁護士法人でない者が当該調査手続を代理することは同法第７２条に抵触するおそれがありますのでご留意ください。

（１）提出期限及び提出方法

代理人を選任する場合は、速やかに、「提出書面」（下記（２））を、提出先（上記１.（１））に、上記Ⅰ．（７）を参照の上、**持参、郵送又は電子メールで提出**してください。

なお、電子メールで提出する際の電子ファイルはＰＤＦファイルとしてください。

（２）提出書面

本調査に関して代理人を選任する場合は、以下の書面を提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提　　出　　書　　面 | 持参又は郵送で提出する場合 | 電子メールで提出する場合 |
| 委任状 | ２部 | １部 |

（注４）上表の提出部数の内訳は、「１部」は正本のみ、「２部」は正本１部・副本１部です。

（注５）委任状の様式は任意ですが、代理人の所属先、住所、氏名及び委任の内容等を記載し、貴社代表権を有する者の記名がなされたものを提出してください。

（３）委任状提出後の変更等

　委任状提出後に、委任事項の変更又は委任契約の解除等が発生した場合は、速やかにその旨を記載した書面を、提出先（上記１.（１））に、持参、郵送又は電子メールで提出してください。なお、提出書面は、上記（２）と同様になります。

**Ⅳ．確認票の回答について**

**１．提出期限**

**令和７年（２０２５年）９月３日（水）１７時（日本時間）（必着）まで**

**２．提出書面、提出方法及び提出部数**

「提出書面」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。なお、提出書面の作成に当たっては、別冊「【資料２-１】利害関係者への情報開示と秘密情報の取扱い」等を参照してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出書面／  提出方法と提出部数 | | 提出方法 | | | | | |
| 持参又は郵送で提出する場合 | | | 電子メールで提出する場合 | | |
| 秘密として取り扱うことを求める情報が | | | 秘密として取り扱うことを求める情報が | | |
| ある | ない | ない | ある | ない | ない |
|  | （但し、**個人情報に関する記載のみ秘密扱いを希望する**） | （個人情報に関する記載も含む） |  | （但し、**個人情報に関する記載のみ秘密扱いを希望する**） | （個人情報に関する記載も含む） |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| 【様式第１】確認票回答の送付状 | 非開示・開示共通版 | ２部 | ２部 | ２部 | １部 | １部 | １部 |
| 確認票 | 非開示・開示共通版 |  |  | ２部 |  |  | １部 |
| 非開示版 | ２部 | ２部 |  | １部 | １部 |  |
| 開示版 | ２部 | ２部 |  | １部 | １部 |  |
| 【様式第２－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |  | １部 |  |  |
| 【様式第２－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |  | １部 |  |  |

（注６）上表の提出部数の内訳は、「１部」は正本のみ、「２部」は正本１部・副本１部です。

（注７）確認票に記載された個人情報について、確認票の「Ⅲ．秘密の取扱い」の「（１）個人情報の取扱い」の設問で「希望する」にチェックした場合で、同個人情報以外に秘密として取り扱うことを求める情報が無い場合は、上図の②又は⑤に該当し、「秘密扱いを求める書面」（【様式第２－１】及び【様式第２－２】）の提出は不要です。なお、②又は⑤に該当する場合は、**確認票の開示版において、全ての対象となる回答内容のセルへ要約を記載**してください。また、同個人情報以外に秘密として取り扱うことを求める情報が有る①又は④の場合についても、**確認票の開示版において、秘密として取り扱うことを求める全ての回答内容のセルへ要約を記載**してください。なお、要約の記載例については、別冊「【資料２－３】非開示版及び開示版作成の注意事項・手順等」を参照してください。

（注８）本調査に関して貴社が代理人を選任する場合は、委任状を速やかに提出してください。委任状に係る詳細は、上記Ⅲ.の「３．委任状について（代理人を選任する場合）」を参照してください。

（注９）【様式第１】などの提出書面の様式は、Ｐ.３４以降を参照してください。

**Ⅴ．質問状について**

**１．提出期限**

**令和７年（２０２５年）９月３０日（火）１７時（日本時間）（必着）まで**

（注１０）「質問状」回答の提出期限の延長を求める場合は、下記「３．「質問状」回答の提出期限の延長を求める場合」を参照してください。

**２．提出物、提出方法及び提出部数**

「提出物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。なお、提出物の作成に当たっては、別冊「【資料２-１】利害関係者への情報開示と秘密情報の取扱い」等を参照してください。

（１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | | |  |  |
| ① | 【様式第３】質問状回答の送付状 | | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第４】提出書面等チェックリスト | | 非開示・開示共通版 | ２部 | ２部 |
| ③ | 質問状回答 | 本文 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 様式 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ⑤ | （別添）添付資料一覧表及び添付資料 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ⑥ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ⑦ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | | ２部 |  |
| ⑧ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | | |  |  |
| 上記（ア）の③～⑤の非開示・開示共通版を保存したもの | | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の③～⑦の非開示版を保存したもの | | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の③～⑥及び⑧の開示版を保存したもの | | | 開示版 | ２枚 |  |

（注１１）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本１部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（注１２）本調査に関して貴社が代理人を選任する場合は、委任状を速やかに提出してください。委任状に係る詳細は、上記Ⅲ.の「３．委任状について（代理人を選任する場合）」を参照してください。

（注１３）【様式第１】などの提出書面の様式は、Ｐ.３４以降を参照してください。

（２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第３】質問状回答の送付状 | | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第４】提出書面等チェックリスト | | 非開示・開示共通版 | １部 | １部 |
| ③ | 質問状回答 | 本文 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 様式 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ⑤ | （別添）添付資料一覧表及び添付資料 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ⑥ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ⑦ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | | １部 |  |
| ⑧ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | | １部 |  |

（注１４）【様式第１】などの提出書面の様式は、Ｐ.３４以降を参照してください。

**３．「質問状」回答の提出期限の延長を求める場合**

（１）「質問状」回答の提出期限の延長に係る申出

「質問状」の調査項目のうち調査項目Ａを除く調査項目Ｂ以降の調査項目に対する回答について、上記１．の提出期限までに提出できない特段の理由がある場合には、その理由等に応じて当該期限を最長１４日間延長することを認めます（調査項目Ａに対する回答は、提出期限の延長の対象外です。）。

当該期限の延長を求める場合には、「【様式第５】質問状回答期限の延長の要望」を用いて、財務大臣宛てにその理由、対象となる調査項目及び提出可能時期について、下記「（３）」に従って提出してください。

下記（２）の期限までに書面の提出があった場合、政府は延長の可否を書面により通知します。

（２）本申出に係る提出期限

**令和７年（２０２５年）９月２２日（月）１７時（日本時間）（必着）まで**

（３）本申出に係る提出物、提出方法及び提出部数

「提出書面」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物／  提出方法と提出部数 | | 提出方法 | | | | | |
| 持参又は郵送で提出する場合 | | | 電子メールで提出する場合 | | |
| 秘密として取り扱うことを求める情報が | | | 秘密として取り扱うことを求める情報が | | |
| ある | ない | ない | ある | ない | ない |
|  | （但し、**個人情報に関する記載のみ秘密扱いを希望する**） | （個人情報に関する記載も含む） |  | （但し、**個人情報に関する記載のみ秘密扱いを希望する**） | （個人情報に関する記載も含む） |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| 【様式第５】質問状回答期限の延長の要望 | 非開示・開示共通版 |  |  | ２部 |  |  | １部 |
| 非開示版 | ２部 | ２部 |  | １部 | １部 |  |
| 開示版 | ２部 | ２部 |  | １部 | １部 |  |
| 【様式第６】  秘密取扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |  | １部 |  |  |
| 開示版 | ２部 |  |  | １部 |  |  |
| 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | 非開示版 | ２部 |  |  | １部 |  |  |
| 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | 開示版 | ２部 |  |  | 1部 |  |  |

**Ⅵ．確認票及び質問状回答等の作成方法・回答要領等**

**１．回答書面等の作成方法等**

（１）確認票及び質問状回答等の作成方法等

（ア）確認票及び質問状回答等の作成に当たっては、原則として同梱した電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）に保存してある電子ファイル（マイクロソフト・ワード（MS Word）及びマイクロソフト・エクセル（MS Excel））の回答様式を用いて、「確認票」又は「質問状」の全ての質問項目に回答してください。

（イ）確認票及び質問状回答等において秘密扱いを求める書面を作成する場合、回答様式（マイクロソフト・ワード（MS Word）又はマイクロソフト・エクセル（MS Excel））のヘッダー部分に、回答者名及び「非開示版」又は「開示版」の別を必ず入力してください。また、提出書面の「下部」には必ずページ番号を付してください。

（ウ）質問状の回答に際しては、当該回答の作成に用いた資料の出所を必ず記載するとともに、その根拠となる資料の写しを添付資料として提出してください。

（エ）本調査は日本語で実施することから、確認票及び質問状回答等は日本語で作成してください。また、回答の根拠となる資料の写し（添付資料）の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に日本語の翻訳文を添付してください。

（オ）質問状回答に係る添付資料の提出に当たっては、添付資料の右肩に必ず質問項目番号を明記し、どの質問に対する回答の添付資料であるかを明瞭に表示するとともに、「開示版」又は「非開示版」の別を必ず明記し、各質問状において定められている「（別添）添付資料一覧表」を必ず作成し提出してください。

（２）提出物の作成・提出方法等

提出物については、以下の（ア）又は（イ）のいずれかの方法により提出物を作成してください。

　（ア）紙媒体及び電磁的記録媒体の作成・提出方法等

（ア－１）紙媒体の作成・提出方法等

確認票及び質問状回答等の紙媒体の提出に当たっては、同梱した電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）に保存してある電子ファイルを用いて回答等を入力し、原則、Ａ４サイズで印刷したものを提出してください。なお、質問状の提出書面については、非開示版及び開示版のそれぞれ正副２部（計４部）を、各部ごとにファイル・バインダー等に綴じ込んだ（ファイリングした）ものを提出してください。当該ファイル等の表紙には、非開示版又は開示版の正副のいずれであるかを明示してください。また、複数のファイル等に分冊となる場合には、各部の総冊数と分冊の番号を明示してください。

（アー２）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）の作成・提出方法等

電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）の提出に当たっては、同梱した電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）に保存してある電子ファイルを用いて回答等を入力したものを、未使用の電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）（ＣＤ－Ｒ以外にＤＶＤ等でも構いません。）に記録したもの（保存する電子ファイルの名称には回答者名（企業名）を入れてください。）を提出してください。また、電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）のラベル面には「開示版」又は「非開示版」の別を必ず明記し、回答者名（企業名）と正本・副本のいずれであるかを記載してください。

●非開示版ＣＤ－Ｒの作成・提出方法等

①　非開示版ＣＤ－Ｒは、電子ファイルによって作成された非開示版の回答書等について、原則として暗号化等の処理を行わず当該電子ファイルをそのまま開いて確認できるように保存し提出してください。

②　電子ファイルの種類は、マイクロソフト・ワード（MS Word）2010以降（拡張子「.docx」）又は、マイクロソフト・エクセル（MS Excel）2010以降（拡張子「.xlsx」）のバージョンとし、電子ファイルをＰＤＦ化しないでください。ただし、添付資料については必要に応じてＰＤＦ化したもので結構です。なお、該当するバージョンが無い場合には、お問い合わせください。

●開示版ＣＤ－Ｒの作成・提出方法等

　開示版ＣＤ－Ｒは、必ず正本となる開示版の各書面（電子ファイル（マイクロソフト・ワード（MS Word）又はマイクロソフト・エクセル（MS Excel））によって作成された開示版の回答書面）について、それぞれＰＤＦ化したものを保存し提出してください。また、保存の際に、資料の順番及び内容については回答者が責任を持って整理し提出してください。

　また、調査当局があらかじめ用意した数式入りの開示版エクセルシートにより要約を作成した場合には、全てのエクセルシートに加え当該エクセルシートも併せて保存し提出してください（別冊【資料２－３】３．●要約作成に係る留意点参照）。

（イ）電子メールにより提出する電子データの作成・提出方法等

●電子メールによる確認票及び質問状回答等の電子データの提出に当たっては、同梱した電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）に保存してある電子ファイルを用いて回答等を入力し、電子メールに電子データを添付して提出してください。

●非開示版電子データの作成・提出方法等

①　非開示版電子データは、電子ファイルによって作成された非開示版の回答書等について、原則として暗号化等の処理を行わず当該電子ファイルをそのまま開いて確認できるようにしてください。なお、秘密として取扱いを求めることがない場合についても、非開示版電子データの作成・提出方法に従って電子データを作成してください。

②　電子データの種類は、マイクロソフト・ワード（MS Word）2010以降（拡張子「.docx」）又は、マイクロソフト・エクセル（MS Excel）2010以降（拡張子「.xlsx」）のバージョンとし、電子ファイルをＰＤＦ化しないでください。ただし、添付資料については必要に応じてＰＤＦ化したもので結構です。また、マイクロソフト・エクセルについては、入力した内容が全て印字されるように印刷範囲を適切に設定してください。なお、該当するソフトのバージョンが無い場合には、お問い合わせください。

●開示版電子データの作成・提出方法等

　開示版電子データは、電子ファイルによって作成された開示版の各書面（電子ファイル（マイクロソフト・ワード（MS Word）又はマイクロソフト・エクセル（MS Excel））によって作成された開示版の回答書面）について、１つにまとめてＰＤＦ化したものを保存し提出してください。また、保存の際に、資料の順番及び内容については回答者が責任を持って整理し提出してください。

　また、調査当局があらかじめ用意した数式入りの開示版エクセルシートにより要約を作成した場合には、全てのエクセルシートに加え当該エクセルシートも併せて保存し提出してください。

（３）開示版紙媒体及び／又は電子データの閲覧等

提出書面等の利害関係者による閲覧は、利害関係者等が提出した開示版の紙媒体及び／又は電子データによって実施します。この際、開示版の紙媒体及び／又は電子データの内容に係る閲覧の可否について、調査当局から改めて照会・確認することは行いませんので、当該紙媒体及び／又は電子ファイルに秘密情報が含まれないように注意してください。

**２．その他の回答要領等**

（１）確認票及び質問状の回答に当たって、少量であっても単位以上の数値であれば、必ず当該数値を回答してください。単位は変更（千円→百万円、USD→1000USD等）しないでください。また、質問に対して該当がない場合には、数値に係るものは「0」、その他は「該当なし」とし、空欄にはしないでください。空欄は、貴社が当該質問に対して回答する意思がないものとして取り扱います。

質問状回答等の「様式」で数値による回答を行う場合は、半角の数字で記載し、説明及び計算に用いられた数値については、必ず単位を明記してください。日付は、例えば２０２５年４月１日の場合、「2025/04/01」と記してください。

（２）質問に対する該当データが貴社の記録にない場合は、合理的な方法により妥当な推計を行い、「推計」であることを明示した上で、データ及び推計方法を記載してください。なお、推計作業を行う上で使用したワークシートについても提出してください。推計方法等必要な注釈又は説明は、別紙として作成いただいた上で、関係するページに添付してください。

（３）各調査項目における質問への回答作成に際しては、貴社だけではなく貴社の関連企業についての回答を求める質問がありますので、該当質問に対する貴社の関連企業についての回答は、貴社においてとりまとめの上、提出してください。

**Ⅶ．利害関係者によるその他の書面等の提出方法等**

利害関係者（「調査対象貨物の生産者及び輸出者」、「調査対象貨物の輸入者」及び「本邦産同種の貨物の生産者」）が、**調査開始告示**で告示された「証拠の提出」、「証言」、「対質の申出」及び「意見の表明」に関して書面を提出する場合には、以下の記載事項に従って財務大臣宛てに提出してください。

**１．証拠の提出**

（１）提出期限

**令和７年（２０２５年）１１月２０日（水）１７時（日本時間）（必着）まで**

（２）提出物、提出方法及び提出部数

政令第１０条第１項の規定に基づき「証拠」を提出する場合には、「提出物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

（２－１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第９－１】「証拠の提出」（証拠の提出（別添を含む） | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤の開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注１５）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本１部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－１】「証拠の提出」（証拠の提出（別添を含む） | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**２．証言**

（１）申出の提出期限

**令和７年（２０２５年）１２月２２日（月）１７時（日本時間）（必着）まで**

（２）提出物、提出方法及び提出部数

政令第１０条第１項の規定に基づき「証言」をしようとする場合（ただし、令和７年（２０２５年）１１月２０日（木）までに限る。）には、「提出物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

当該期限までに提出があった場合、政令第１０条第３項の規定に基づき、政府は証言の聴取の日時及び場所等を書面により通知します。

（２－１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第９－２】「証言」の申出 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の①及び②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤の開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注１６）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本１部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－２】「証言」の申出 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**３．対質の申出**

（１）提出期限

**令和７年（２０２５年）１２月２２日（月）１７時（日本時間）（必着）まで**

（２）提出物、提出方法及び提出部数

政令第１２条第１項の規定に基づき本調査の対象となっている事項に関し意見が相反する利害関係者との「対質」を求めようとする場合には、「提出物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください

当該期限までに対質の申出があり、対質を求められた利害関係者の同意が得られた場合、政令第１２条第２項の規定に基づき、政府は対質を行う日時及び場所等を書面により通知します。なお、**対質を求められた利害関係者の同意が得られなかった場合、対質は実施されません**。

（２－１）持参又は郵便により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第９－３】「対質の申出」 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤の開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注１７）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本１部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－３】「対質の申出」 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**４．意見の表明**

（１）提出期限

**令和７年（２０２５年）１２月２２日（月）１７時（日本時間）（必着）まで**

（２）提出物、提出方法及び提出部数

政令第１２条の２第１項の規定に基づき「意見の表明」を行う場合には、「提出

物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

なお、意見の表明と証拠の提出期限は異なります。証拠については、証拠の提出期限（上記Ⅶ．１.（１））までに提出してください（期限を過ぎて提出されたものは、証拠として認められず、返送する場合があります。証拠の提出期限後に、意見の表明とともに証拠を添付して提出した場合についても同様です。）。

（２－１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
|  | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
|  | 【様式第９－４】「意見の表明」 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
|  | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
|  | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
|  | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注１８）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本1部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－４】「意見の表明」 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**Ⅷ．産業上の使用者によるその他の書面等の提出方法等**

調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を使用する産業上の使用者が、**調査開始告示**で告示された「意見の表明」及び「情報の提供」に関して書面を提出する場合には、以下の記載事項に従って財務大臣宛てに提出してください。

**１．意見の表明**

（１）提出期限

**令和７年（２０２５年）１２月２２日（月）１７時（日本時間）（必着）まで**

（２）提出物、提出方法及び提出部数

政令第１２条の２第１項の規定に基づき「意見の表明」を行う場合には、「提出物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

（２－１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第９－４】「意見の表明」 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤の開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注１９）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本１部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－４】「意見の表明」 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**２．情報の提供**

（１）提出期限

**令和７年（２０２５年）１２月２２日（月）１７時（日本時間）（必着）まで**

（２）提出物、提出方法及び提出部数

政令第１３条第１項の規定に基づき「情報の提供」を行う場合には、「提出物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

（２－１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第９－５】「情報の提供」 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤の開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注２０）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本1部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－５】「情報の提供」 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**Ⅸ．証拠等の閲覧**

利害関係者（「調査対象貨物の生産者及び輸出者」、「調査対象貨物の輸入者」及び「本邦産同種の貨物の生産者」）は、他の利害関係者等から提出された質問状回答等の証拠等について、以下の記載事項に従って閲覧することが可能です。

また、当該閲覧に供された質問状回答等の証拠等に記載された情報のうち、秘密扱いとされている箇所に係る開示範囲又は秘密情報の要約の適切性について、下記２．の提出要領等に基づき意見を提出することができます。なお、提出された意見については、該当する利害関係者へ通知します。

**１．閲覧場所及び連絡先、並びに閲覧要領**

（１）閲覧場所及び連絡先

閲覧時間：月曜日から金曜日　９時３０分から１２時及び１３時から１７時

＊ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。

|  |  |
| --- | --- |
| 閲覧場所 | 財務省 関税局 関税課 特殊関税調査室 |
| 所在地 | 〒１００－８９４０　東京都千代田区霞が関３－１－１ |
| 電話番号 | ０３－３５８１－８２３６ |
| 電子メールアドレス | ad08@mof.go.jp |

（２）閲覧要領

（ア）政府は、閲覧を開始する際、その旨を利害関係者の連絡先担当者へ、原則として電子メールにて連絡しますので、閲覧を希望する場合は、「確認票」のⅡ．の「４．開示版の質問状回答の閲覧等」（１）の設問で「希望する」を選択し、同（２）に連絡先等を記載してください。

（イ）閲覧を希望する場合は、上記（１）の連絡先まで事前に連絡し、閲覧日時等について確認してください。また、閲覧の際には、利害関係者として閲覧権限を有する者であることを確認できる書類の提示又は提出を求めますので、貴社の従業員であることを確認できる社員証等の身分証（利害関係者以外の者に対して閲覧を委任する場合は、当該閲覧を希望する者からの委任状（様式は任意）及び当該委任を受けた者の身分証）をあらかじめ用意し、提示又は複写の提出をしてください。また、上記（ア）において調査当局から電子メールにて連絡する際に閲覧申請書を添付しますので、閲覧申請書に必要事項を記載の上、電子メールで事前に送付、又は、閲覧当日に書面を提出してください。

（ウ）電子データでの閲覧を希望する際は、上記（１）の連絡先まで、必要事項を記載した閲覧申請書及び利害関係者として閲覧権限を有する者であることを確認できる書類として貴社の従業員であることを確認できる社員証等の身分証の写しを電子メールで提出してください。閲覧の具体的な方法は都度ご案内します。

（注２１）閲覧の希望に関し、確認票の当該設問で「希望しない」を選択した場合には、政府から、閲覧を開始する旨の連絡をしませんので、閲覧を希望する際には、上記（１）の連絡先までお問合せください。

**２．開示範囲又は秘密情報の要約の適切性の意見の提出要領**

他の利害関係者等から提出された質問状回答等の証拠等に記載された情報のうち、秘密として取り扱うこととされている箇所に係る開示範囲又は秘密情報の要約について不適切と考える旨の意見がある場合には、以下の要領に従って当該箇所及びその理由を書面により提出してください。

（１）提出期限

政府から閲覧の開始の連絡があった日の翌日から１週間（期限となる日の１７時（日本時間）（必着））まで（提出期限の延長は認められません）。

ただし、提出期限が行政機関の休日の場合には、翌開庁日を期限とする。

（２）提出物、提出方法及び提出部数

秘密として取り扱うこととされている箇所に係る開示範囲又は秘密情報の要約について不適切と考える旨の意見の提出に当たっては、「提出物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

（２－１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第９－６】「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤の開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注２２）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本１部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚

です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－６】「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**【資料１】用語の定義**

確認票及び質問状の中で使用されている用語の定義は、以下のとおりです。

なお、当該定義は、本調査で使用することを目的として用いられます。

（１）調査対象貨物

本お願い紙の「Ⅱ．調査対象貨物及び調査対象期間」の「１．調査対象貨物」の（１）で記載した貨物。

（２）同種の貨物

調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう。

（ア）国内向け同種の貨物

調査対象貨物の供給国の国内の消費に向けられる（調査対象貨物と）同種の貨物をいう。

（イ）第三国向け同種の貨物

調査対象貨物の供給国から第三国に向けられる（調査対象貨物と）同種の貨物をいう。

（ウ）第三国産同種の貨物

第三国で生産された（調査対象貨物と）同種の貨物をいう。

なお、質問状には、「第三国産同種の貨物の購入」といった表現があるが、これは、例えば、他社が輸入した第三国産同種の貨物を購入する行為を指す。

（エ）本邦産同種の貨物

本邦で生産された（調査対象貨物と）同種の貨物をいう。

（３）第三国

第三国とは、日本及び調査対象貨物の供給国以外の国又は経済地域（香港、マカオ等は独立した１つの経済地域とする。）をいう。

（４）関連企業

（ア）関連企業とは、以下の①から③までのいずれかに該当する企業をいう。

①一方が他方を直接又は間接に支配している場合

②両者が同一の第三者によって直接又は間接に支配されている場合

③両者が共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している場合

（イ）上記において、「支配」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

①一方が他方の議決権に係る株式の２０％以上を保有している場合

②一方が他方の議決権に係る株式の５％以上を保有し、その事情が両者間の取引価格に相当程度の影響を及ぼしていると認められる場合

③一方が他方に取締役その他の役員を派遣しているか、又は、これと同等の関係を有しており、これらの事情が両者間の取引価格に相当程度の影響を及ぼしていると認められる場合

（５）非関連企業

非関連企業とは、関連企業に該当しない企業をいう。

（６）輸入

輸入とは、貴社又は貴社の代理業者が輸入申告者（関税を納付する義務のある者）となり、外国から到着した貨物を本邦に引き取ることをいう。

なお、他の輸入者から国内において調達する行為は、「国内取引」であって「輸入」には該当しない。また、輸入商社等を経由して取引を行っているような場合（いわゆる「間接輸入」）についても、これも「国内取引」であるので「輸入」には該当しない。

（７）輸入先

輸入先とは、輸入取引における貨物の購買相手をいう。

（８）購入

購入とは、輸入以外の購買をいう。

（９）自家消費

自家消費とは、自社工場等で生産されるものを、出荷することなく自社製品に使用すること等をいう。

（１０）委託生産

委託生産とは、自社以外の者に対し貨物の生産を委ねた製品を、自社のブランドとして取り扱うことをいう。

（１１）出荷

出荷とは、貨物を市場に出すことをいう。

（１２）輸出価格

調査対象貨物若しくは第三国向け同種の貨物を日本若しくは第三国に所在する非関連企業（上記（５）参照）である輸入者に対して販売した価格又は日本若しくは第三国に所在する非関連企業である輸入者に対する販売と同一条件で当該貨物を日本若しくは第三国に所在する関連企業（上記（４）参照）に対して販売した価格をいう。

（１３）正常価格

正常価格とは、原則として、国内向け同種の貨物の通常の商取引における価格をいう。ただし、以下の（ア）又は（イ）の場合は、この限りでない。

（ア）国内向け同種の貨物の販売が行われていない場合又は調査対象貨物の供給国の市場が特殊な状況にあるため若しくは国内向け同種の貨物の販売量が少ないために国内向け同種の貨物の通常の商取引における価格に基づいて適正な比較を行うことができない場合、以下のいずれかの価格を正常価格として用いることができる。

①調査対象貨物の供給国から輸出された第三国向け同種の貨物の販売価格

②調査対象貨物の供給国における構成価格（下記（１４）（ア）参照）

（イ）調査対象貨物の供給国が政令第２条第３項に定める国の場合、当該国内向け同種の貨物を生産している産業において、当該国内向け同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることが明確に示されない場合、以下のいずれかの価格を正常価格として用いることができる。

①調査対象貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（代替国）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格

②代替国から輸出された当該同種の貨物の販売価格

③代替国における構成価格（下記（１４）（イ）参照）

（１４）構成価格

構成価格とは、下記（ア）及び（イ）をいう。

（ア）上記（１３）（ア）②に定める調査対象貨物の供給国における構成価格

調査対象貨物の生産費に当該貨物の原産国で生産された国内向け同種の貨物又は第三国向け同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

（イ）上記（１３）（イ）③に定める代替国における構成価格

代替国における同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

（１５）割戻し

一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に基づき計上されるものであり、あらかじめ定められた期間中に所定の金額や数量を超えて取引を行う場合に、一定の基準に基づき売上又は仕入代金の一部を売掛金又は買掛金と相殺し、販売又は仕入代金を減額することにより、販売等を促進しようとするものをいう。

（１６）割引

一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に基づき計上されるものであり、あらかじめ定められた期間内に掛代金を決済する場合に、金利相当分だけ当該掛代金の受取又は支払を減額することにより、代金の回収又は支払を促進しようとするものをいう。一般的に、売上割引又は仕入割引の名称を用いて、損益計算書の営業外損益として取り扱われる。

（１７）販売日

実質的な販売条件が定められる日（例：契約日、注文日、注文の確認日又は送り状の日付）

（１８）関連企業間の取引

関連企業間の取引に該当するか否かの判断に当たっては、関税定率法施行令第１条の８（特殊関係の範囲）の規定を参考としつつ、次に掲げる事項を考慮して行う。

（ア）一方が他方の議決権に係る株式の５％以上を保有している場合

（イ）両者の議決権に係る株式のそれぞれ５％以上が同一の第三者によって保有されている場合

（ウ）その他取引を行った企業間に関連があると認められる場合

（１９）連合

関連企業間の取引を法第８条第３６項に規定する輸出者と連合している輸入者による輸入とみなす。